

令和 6 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：甲州市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.0%
全職員	68.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.0%
本庁課長補佐相当職	103.0%
本庁係長相当職	94.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.5%
31～35年	91.8%
26～30年	92.2%
21～25年	93.0%
16～20年	96.2%
11～15年	95.0%
6～10年	105.3%
1～5年	96.5%

【説明欄】

- ・1 全職員に係る情報のうち、全職員における差異については、任期の定めのない常勤職員以外の職員の占める比率が、男性 15.6%、女性 60.2%と女性が高いことによる。
- ・2 (1) 役職段階別における本庁部局長・次長相当職は該当する職員がいなかったため公表なし。
- ・2 (2) 勤続年数別のうち、勤続年数 6～10 年については、職歴加算等により女性職員の給与の割合が高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。